

# Global Mobility Services bulletin

February 2023

## 現物支給の課税取扱の改定

2022年12月20日に税務規定調和法（HPP法）に基づく所得税法の改定にかかるガイダンスとなる政府規則2022年第55号が発行された。この規定は2022年1月1日に遡って適用される。

HPP法は、インドネシアの雇用者が従業員に支給する現物給付（BIK）の取り扱いに関する規定を改定した。従前は、インドネシアの雇用者が支給するBIKは従業員の課税所得には含まず、法人所得税を算出する際に損金不算入として取り扱っていた。しかしこの新しい規定により一部の例外を除きBIKは従業員の所得として課税されるよう改定され、また法人所得税の算出においては収入の稼得、回収、維持に関連するという条件のもと損金算入することが可能となった。

GR-55では「現物」を金銭ではなく物品による報酬と定義している。また「給付」は、アパート、従業員の子供の授業料、保険など、雇用者または第三者のいずれかによって賃貸されたり支払われることで施設やサービスの利用権の形態による報酬として定義される。

下記のBIKは課税対象外となる。

- a. 従業員全員に支給される飲食物
- b. 特定の地域において支給されるBIK
- c. 従業員の安全や健康面から業務遂行上必要なBIK（ユニフォーム、安全装備、パンデミックや自然災害において支給されるBIK）
- d. 国家あるいは地方行政の予算を原資に支給されるBIK、あるいは
- e. 贈答品、ギフトなど特定の種類のBIK—これについては別途詳細が規定される予定

GR-55ではBIKの課税取扱について下記が明記されている。

- BIKを支給する雇用者は2023年1月1日から源泉徴収を行う義務がある。

- 2022年度中に雇用者が支給したBIKについて、雇用者が源泉徴収していない場合、従業員の自己申告制により個人の所得税申告書（STP1770又は1770S）において申告し納付する。

### KPMGコメント

- 政府はこの規定の実施が遅れていることを認識しており、源泉徴収の義務をBIKの享受者である従業員に移行させたように思われる。従業員は個人の所得税申告書（SPT1770あるいは1770S）でBIKを自己申告し、3月末までに個別に納税する必要がある。
- もし雇用者がすでにBIKを源泉徴収しており従業員の源泉徴収票であるSPT1721に記載していれば、個人の所得税申告書で申告する必要はない。
- 個人の所得にかかる累進課税率の最高税率は35%であり、ほとんどのBIKが従業員の所得として課税されることから、最高税率である35%が適用される駐在員や役員が出てくる可能性が考えられる。
- BIKが従業員の所得として課税されることで、会社の人事方針、予算、キャッシュフローをよく見直すことを推奨する。
- 法人所得税におけるBIKの損金性はBIKが収入の稼得、回収、維持に関連する費用であるかどうかによって異なることに留意する。
- 法人所得税においてBIKにかかる課税調整の必要がなければ、法人税申告書の作成時間を従前よりも短縮できることが予想される。
- この改定によって税収が増加するかはまだ不明である。

# お問合せ先

## **KPMG Advisory Indonesia**

### **税務サービス**

33<sup>rd</sup> Floor, Wisma GKBI  
28, Jl. Jend. Sudirman  
Jakarta 10210, Indonesia  
電話: +62 (0) 21 570 4888

## **ジャパングデスク**

### **三竿 祥之**

#### **Country Deputy Head of Japanese Desk**

Yoshiyuki.Misao@kpmg.co.id

### **尾花 宏**

Hiroshi.Obana@kpmg.co.id

### **足立 陽子**

Yoko.Adachi@kpmg.co.id

## **ローカル責任者**

### **Abraham Pierre**

#### **Head of Tax Services**

Abraham.Pierre@kpmg.co.id

**[kpmg.com/id](https://kpmg.com/id)**

Some or all of the services described herein may not be permissible for KPMG audit clients and their affiliates or related entities.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

©2023 KPMG Advisory Indonesia, an Indonesian limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.